

肝炎ウイルス検診実施要領

1 事業計画の策定と実施

(1) 市町は、肝がんの主な原因であるB型、C型肝炎ウイルス感染者を早期に発見するとともに、発見されたB型、C型肝炎ウイルス感染者に対し経年的な保健指導を実施し肝がん等による死亡者の減少を図るため、次に掲げる事務を処理するものとする。

ア 検診機関との間に、肝炎ウイルス検診を円滑に行うため必要な事項について契約を行う。

なお、医療機関への委託にあたっては、実施体制、精度管理の状況、検査業務の効率化等を考慮し適当と認められる方法により行うものとする。

イ 検診機関と緊密な連絡をとり、日程表を作成するなどして、他の検診事業との連携を保ち、効果的な検診を行う。

(2) 検査を行う検診機関は、次に掲げる事務を処理するものとする。

ア 検査日程の調整及び変更に関すること。

イ 検査結果及び業務実績等を、関係市町に適切な方法で報告すること。

2 検診の対象者等

市町は、次に掲げる事項に留意し、検診対象者の把握に努め、名簿を作成するなどして、肝炎ウイルス検診実施計画を作成する際の基礎資料とする。

(1) 当該市町の区域内に居住地を有し、当該年度において満40歳となる者（ただし、医療保険各法その他の法令に基づく保健事業等のサービスを受ける際に、合わせて当該肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けた者又は受けることを予定している者は除くものとするが、結果的に受けられなかった者についてはこの限りではない。）。

(2) 当該市町の区域内に居住地を有し、当該年度において満41歳以上となる者であって、過去に当該肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがなく、かつ本検診の受診を希望する者。

なお、当該年度の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査及びその他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断（以下「特定健診等」という。）において肝機能検査の数値に異常がみられた者であり、かつ本検診の受診を希望する者については、過去に当該肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けた者であっても受診することができるが、原則として速やかに医療機関での受診を勧奨するものとする。

* 特定健診等において肝機能異常を認められる者については、肝炎ウイルス検診依頼書兼結果報告書（様式第1号）により、適切な医療機関へ依頼するものとする。

3 受診者に対する事前措置

市町は、受診者に対し、あらかじめ肝炎ウイルス検診についての説明を行い、肝炎ウイルス検診の実施についての受診者本人の同意を必ず得なければならない。

4 肝炎ウイルス検診の実施

検診の項目は、問診、B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査とする。

(1) 問診（別紙1参照）

過去に肝機能異常が指摘されたことがあるか否か、現在B型及びC型肝炎の治療を受けているか否か等について聴取する。

(2) B型肝炎ウイルス検査

・ HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。なお、特定健診等と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管使用しても差し支えない。

(3) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いること。なお、特定健診等と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えない。

イ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により、中力価及び低力価と分類された検体に対して行うこと。なお、この場合、他の採血管とは別に核酸増幅検査用の採血管を使用すること。

ウ HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いること。なお、特定健診等と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えない。本検査は省略することができる。

5 検診結果の判定（別紙2参照）

(1) B型肝炎ウイルス検査

・ HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。ただし、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

(2) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

(ア) HCV抗体高力価

検査結果が、高力価を示す場合は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定。

(イ) H C V抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、H C V核酸増幅検査を行うこと。

(ウ) 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

イ H C V核酸増幅検査

H C V抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して、核酸増幅検査を行い、H C V-R N Aの検出を行い、検出された場合は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定、検出されない場合は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

ウ H C V抗体の検出

H C V抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いて、H C V抗体の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。陽性を示す場合は、H C V抗体検査を必ず行うこと。陰性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

(3) 結果の通知

検診機関は、肝炎ウイルス検査終了後速やかに検査結果の判定を行い、その結果をとりまとめのうえ、肝炎ウイルス検診受診者名簿（様式第2号）を添え、市町へ通知する。

6 指導等

市町は、H B s抗原検査において「陽性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検診において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者については、プライバシーに十分配慮するとともに、次の事項を行うものとする。

- (1) 肝炎ウイルス検診結果通知書（様式第3号）により、速やかに本人に直接通知するとともに、保健師の訪問等を行い、過度な不安を与えることのないよう、肝炎ウイルス検診精密検査依頼書（様式第4号）を交付し、適切な精密検査医療機関で速やかに受診するよう指導するものとする。
- (2) 医療機関における精密検査受診の有無、その結果及び治療状況等についても、必要に応じて個人票を作成するなどして、受診者の記録を一貫して記録し、継続的な保健指導に役立てるものとする。

7 精密検査医療機関

- (1) 精密検査医療機関では、A S T（G O T）、A L T（G P T）、血小板数、A F P、超音波検査等を定期的に行うとともに、必要な治療を行うものとする。
- (2) 精密検査医療機関は、精密検査報告書（様式第4号別紙）により市町に検査結果を報告するものとする。

8 事後管理

(1) 記録等の整備保存

受診票は5年間保存するものとする。

市町は、健康管理台帳に住所、氏名、年齢、過去健康診査受診状況、健康診査の実施項目及び結果等住民の健康管理に必要な事項を記録するものとする。

(2) 結果の報告

市町は、当該年度の検診結果を肝炎ウイルス検診集計表（様式第5号）により翌年度の5月31日までに愛媛県生活習慣病予防協議会に報告（提出先：所轄保健所）するものとする。